

平成22年1月 臨時会

津山圏域資源循環施設組合議会 1月臨時会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合臨時会の招集について	1
議案の送付について	3
組合議会運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	6
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した事務局職員	6

第1号（1月14日）

開会宣言	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 議案第29号 土地の取得について	7
会議時間の延長について	34
閉会宣言	38
会議録署名議員	39
発言通告一覧表	40

津資組第 246号
平成22年 1月 6日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 桑山 博之

第3回津山圏域資源循環施設組合議会臨時会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第32号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第32号

平成22年 1月 6日

平成22年1月14日（木曜日）午後1時30分、津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 桑 山 博 之

付議事件

○土地の取得について

津資組第 248 号
平成22年 1月 6日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 桑山 博之

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会臨時会に提出する議案を、別添のとおり送付
します。

記

議案第29号 土地の取得について

平成 22 年 1 月 14 日

1 月臨時組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
1 月 14 日	木	全員協議会（午後 0 時 30 分）	
		本会議開会（午後 1 時 30 分） 議案上程 管理者の提案理由の説明 質疑, 討論, 採決 閉会	

平成22年1月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会議事日程

(第1号)

平成22年1月14日(木) 午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第29号 土地の取得について

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 29 号 土地の取得について
	会議時間の延長について

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退
1	秋 山 幸 則	出席		9	浦 矢 薫	出席	
2	岡 安 謙 典	〃		10	沖 田 清 明	〃	
3	北 本 周 作	〃		11	岡 本 良 市	〃	
4	末 永 弘 之	〃		12	福 田 弘	〃	
5	津 本 辰 己	〃		13	栗 井 忠 義	〃	
6	西 野 修 平	〃		14	小 童 谷 進	〃	
7	松 本 義 隆	〃		15	日 神 山 定 茂	〃	
8	村 田 隆 男	〃		16	三 船 勝 之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管理者	桑 山 博 之	事務局長	吉 田 幸 信
副管理者	山 崎 親 男	事務局次長	村 上 祐 二
〃	西 田 孝	総務課長	岡 完 治
〃	花 房 昭 夫	総務課参事	春 名 規 人
〃	定 本 一 友	施設課参事	竹 本 秀 彰
〃	中 山 満	〃	河 島 邦 生
会計管理者	田 口 順 司	〃	永 禮 治
		〃	原 田 浩 司

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総務課主幹	立 石 克 之	施設課主査	定 森 正 之
総務課主査	西 村 敏 之	施設課主任	高 井 清 之
総務課主任	小須田 あゆみ		

会議場所 津山市役所 議場

●議長（西野修平氏）

御着席を願います。本日、平成 22 年 1 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会が招集されましたところ、皆様方におかれましてはご多用のところご参集をいただき、大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は 16 名、全員出席であります。定足数に達しておりますので、これより平成 22 年 1 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を開催いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（西野修平氏）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、3 番 北本周作議員、12 番 福田弘議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

●議長（西野修平氏）

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 議案第 29 号 土地の取得について

●議長（西野修平氏）

次に、日程第 3、議案第 29 号「土地の取得について」を議題と致します。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。桑山管理者、登壇。

△管理者（桑山博之氏） [登壇]

本日ここに平成 22 年 1 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案第 29 号につきましてご説明を申し上げます。議案第 29 号「土地の取得について」につきましては、津山圏域クリーンセンター建設用地として、津山市領家、中北下地内の土地について、株式会社 E N A から取得するものであり、議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。なお、当初の質問は登壇をして
行い、再質問および関連質問は自席にてお願いを致します。それでは、お手元に配布した発言
通告一覧表に従い順次質問を許可いたします。1番、秋山幸則君、登壇。

●1番（秋山幸則氏） [登壇]

議長のお許しを頂きましたので、発言通告に従いまして質問させていただきます。議案第29
号、「土地の取得について」お尋ねを致します。津山圏域資源循環施設組合の管理者桑山博之津
山市長は任期を迎え2月14日告示、2月21日投票で津山市長選挙が予定されており、昨年未
までは無投票ではないかと言われておりましたが、この12日に1人が立候補の記者会見がなされ、
また明日は市長選挙の説明会がありますが、さらにもう1人の出馬も噂されており、三つ
巴の選挙になるのではないとも言われている状況であります。

市民のあいだでは土地代、立木代が不当に高いということで再考を求める住民の会等から訴
訟が起きているのになぜ市長選挙直前に土地を購入するのか、との疑問の声が出ているところ
であります。市長選立候補予定者は市長選挙終了まで強引な事業推進はするべきではない。土
地取得は凍結すべきである。総合ごみ処理センター建設問題は最重要課題ではあるが、今なす
べきことは領家・郷地区の関係住民と真摯な話し合いを行い、誠心誠意対応し円満に解決するた
めの対応をするのが事業推進のための早道ではないかと言われているところでもあります。地元
の住民は領家のごみ処理建設予定地は平成4年にクレイン株式会社が自社立地のため買収した
山林である。当時はバブル期、景気は絶好調で誰もが土地を買いあさった時代で領家町内会の
山林は県営産業団地とクレイン株式会社に約3億円で売却されたと側聞するところでもあります。
クレインの企業立地はとん挫し、領家町内会、久米町と個人から買収した29.5ヘクタールは塩
漬けの土地となり荒廃した土地には産廃が投棄されるようになり、お金を徴収して捨てさせて
いる。バブル崩壊で土地神話は崩れ、土地価格は大暴落、景気低迷で年々価格が下がり続けて
いる状況であります。このような中で今津山圏域資源循環施設組合のとるべきことは、訴訟の
取り下げを求めて円満に、平和的に、事業が推進できるよう住民の会の皆さんと最大限の話し
合いを真摯にすべきであると思えてならないのであります。そこで管理者、副管理者のそれぞ
れにお尋ねを致します。

第1点目は市長選挙が終了するまで土地取得等の諸事業を凍結すべきであると思うのであり
ますが、その考えがあるかどうかお尋ねを致します。2点目は平成19年と21年にエステマ
と馬場総合鑑定所が実施した土地買収の鑑定資料が先程の全員協議会で公表されたのでありま
すが、再考を求める住民の会の皆さんは土地代、立木代は不当に高いと住民訴訟を起こされて
いるが、管理者や副管理者の皆さんはもし裁判に負けたら個人の責任で補償をすることになる
のでありますが、管理者や副管理者の皆さんの決意のほどをお尋ね致します。登壇での質問を
終わります。

●議長（西野修平氏）

桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

秋山議員のご質問にお答え申し上げますが、この本事業、これは大変重要な事業でございま

すが、これは津山市の単独事業ではございません。1市4町の連携のもとに、いずれも非常に重要な事業であるという位置づけのもとに協同してやっておると、こういう事業でございますだけに、私の一存とか都合だけということは全然別の論議でございます、それが故に、この行動のばねを自分の個人的なものにかすということにはならない、こういうことであります。またこの津山圏域資源循環施設組合の管理者会では26年度の施設稼働を目指しまして、文字通り一致団結をして不退転の決意でこの事業の推進をやろうという確認をしておるわけでございます、そんなに軽々に考えるべきことではないと思っております。

用地取得は当事者が当事業を進める上で必要不可欠な要件でございます、この取得の遅れということは次の事業の遅れを導くものでございまして、早くやれという激励をいただければありがたいと思っております。なお、反対住民との話し合いにつきましては、年明け1月5日に再考を求める住民の会との話し合いを行いまして、1月13日には下原下地区との話し合いを行うなど、その対応に努めておるところでございまして、今後も説得に努力を致したいと、このように考えておりますのでご了解を賜りたいと存じます。

なお、住民訴訟等が起こっておりますが、色々こういう場合に訴訟が起きるのが多い訳でありますけれども、これは顧問弁護士とも相談を致しまして我々は廃掃法ができて以来、こういう事例において敗訴の事例がない事などを、すでに伺っておるところでございます。どうか円満に訴訟の取り下げをできないかっていうご指摘がございまして、そういうことになれば我々ありがたいことだと、そしてまたこの事業が祝福されて当地方にいい機能を発揮されるということを望んでおります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

●議長（西野修平氏）

1番、秋山幸則君。副管理者によろしいんですか。決意は。

●1番（秋山幸則氏）

副管理者それぞれお答えを頂くんなら、再質問の中でお答えを頂いても結構でございますが、それでは中山副管理者以下、それぞれの副管理者のほうからお答えを先に頂きたいということで。

●議長（西野修平氏）

中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

副管理者のほうにも管理者と同様2点、お尋ねがありました。管理者が答弁致しましたのと同様の考え方でございます。津山圏域のごみ処理施設は非常にひっ迫しております。多くの市民の皆さんの負託に応えるべく平成26年度の稼働開始に向けて一生懸命頑張りたいと思っております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい。山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

鏡野町長と致しましても圏域で長年の懸案の必要不可欠な施設でありまして、町民の利を追求するものとして私も管理者と同じ意見であります。

●議長（西野修平氏）

西田副管理者。

△副管理者（西田孝氏）

副管理者の勝央町長の西田でございます。先程来より桑山管理者、中山副管理者等から答弁がありましたように、我々副管理者と致しましても管理者、副管理者会等で十分協議を致しております。そうした関係でただいままでにありました答弁と同じでございますのでご理解頂きたいと思っております。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

本事業につきましては1日も早い完成を望んでおるのは私達の町の住民は全員でございます。従いましてこれは一刻も早く着手し、そして一刻も早く完成すべく一生懸命津山市を中心として努力をして頂いております。私共管理者の者がお話の通り、色んなことで足踏みのすることのないように順調に対応していただきたい、このように私共は願っております。管理者のおっしゃる通りに進めて頂きたいと思っております。宜しく申し上げます。

●議長（西野修平氏）

定本副管理者。

△副管理者（定本一友氏）

管理者会等でやはり同じ意見を持ってこの場に臨んでおることでございます。美咲町と致しましても、今現在中央地区、旭地区、柵原地区でごみ処理を行っておりますけれども、ランニングコストの面から考えますとここに立候補されております領家地区にごみ処理施設ができますと、かなりランニングコストも安くなるということで、我々美咲町と致しましては、かの地にごみ処理施設を建設をして頂きたいというふうに思っておる次第でございます。以上です。

●議長（西野修平氏）

1番、秋山幸則君。

●1番（秋山幸則氏）

管理者並びに副管理者の皆さん方からお答えを頂戴しまして、ありがとうございました。それでは再質問をさせて頂きたいと思っておりますが、市長選挙が終わるまで土地の取得と事業推進を止めることができないかという質問に対して「できない。津山市の単独の事業ではない5市町の広域的な事業である」ということではありますが、そういうことを言われなくとも私はわかっておるんです。津山市が中核となってこの事業を進めておる、そういう形の中で市長選挙の大きな争点の一つに総合ごみ処理センター建設問題がなるのではないかというふうに思えてなんのであります。立候補表明をされる予定者はこのように言われておるんであります。土地購入は広すぎる、土地代、立木代は高すぎる、西側の進入道路は必要ない、選挙直前の土地購入、何かがあるのではないかとさえ言われているところであります。私は4年前を思い出してみたいと思うんであります。4年も遅れておるのであります。なぜ1カ月や2カ月待てないのか。お答えを頂きたいというふうに思います。

次に1月5日のわずか1時間の話し合いで事が足りるのでしょうか。今後も説得に努力した

い。当然でありましょう。当然でありましょうが、申請書等には瑕疵はない、いささかの揺るぎもない、一点の曇りもない、公明正大である、と言い張っていて、本当の真の話し合いというものができると思っておられるのでしょうか。皆さんには反省すべきところがないんですか。このように思えてなりません。これらについてお答えを頂きたいというふうに思います。

そして私共、議会全員で再考を求める住民の会の皆さん方と話し合いを持ちました。私をひき殺してから工事車両を入れて工事をしなさい。この言葉の重み、どのように感じられておられるのか、お尋ねを致します。ひき殺して工事にかかるんですか。はっきりとしたお答えをまず頂きたいというふうに思います。

●議長（西野修平氏）

桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

お答えを申し上げます。もうちょっと待てないか。このもうちょっと、もうちょっとが曲者^{くまもの}でございまして、用地選定は19年6月25日にしておるわけです。そういうことで今日まで来た。しかも津山市の事情によって他の周辺に大変ご迷惑をお掛けしたという気持ちも共有しなければならぬ。一体何を考えてこの事業をやっているのかということに、そういう意味での責任を問われるんじゃないだろうかと、私は使命感をもってこの事業を一刻も早く行うことが市民に対する負託に応えることであるとのように確信を致しております。

また、反対派の住民の方々につきましては、私は、あと感情的なものが残っていると、これがために再度この話を更に継続していくことの意味表示をしているわけでございまして、ご理解を賜りたい。以上です。

●議長（西野修平氏）

答弁もれがありますか。1番さん、おありですか。

[1番秋山幸則氏「あるじゃないですか。ひき殺しても、という。」と呼ぶ]

先程の質問に管理者は答弁をお願いします。桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

先程も申し上げましたけど、粘り強く説得を重ねたいということ、この趣旨をお答え申し上げます。以上であります。

●議長（西野修平氏）

1番、秋山幸則君。

●1番（秋山幸則氏）

粘り強く話し合いをする、これは当たり前のことです。一点の曇りもない等を言われておるわけですが、この1月5日のわずか1時間の話し合い、私も傍聴させて頂きました。本当に管理者、副管理者の皆さん方は反省するところは一点もないんですか。私は悪かったところは悪かったところ、間違ったところがあったら間違ったところ、私は素直に反省をすべきであろうと、そういうことがないという、そういう考えでやるならばいくら話し合いをしても前に進まないというふうに思えてならぬのであります。私は一番大事なものは訴訟を起こされておる、ぜひ、この事業の重要性、あるいは色んな形の中でなんとか理解をして頂けるよう円満に、そういう気持ちをもっての対話というものが必要であろうと思います。

そこで、私をひき殺して工事にかかってくれ、ひき殺して車両を入れろ。こういう私は重みというものをどのように感じられておるのか、今の答弁では理解できません。殺してまでこの仕事をやるんですか。この事業をやるんですか。その前に真摯に話し合いをしなければならない。これが1番大事だろうというふうに思っております。ひき殺して工事にかかるのかどうか、はっきりそこらへんをお答えいただきたいと思います。

●議長（西野修平氏）

桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

粘り強く説得を致します。それ以上の答弁はありません。

●議長（西野修平氏）

1番、秋山幸則君。

●1番（秋山幸則氏）

管理者。粘り強く説得ではなく、この事業の申請時から色々な瑕疵も何もない、正しかったんだ、一点の曇りもない、公明正大である、こういうことをずっと言われておって、これでは説得にならないのですよ。そのへんをきちっと明らかにして頂きたい。こういうふうに思いますが、どうですか。工事車両を入れるなら、私をひき殺して、そして工事を進めなさい。こう言われているわけです。どうするんですか。殺してまでやるんですか。その前に説得でなくて円満に理解を頂くための話し合い、重要な時期にわずか1時間の話し合い。あの話し合いの中で再考を求める住民の会の皆さん方の叫びの声が管理者や副管理者の胸には響くんですか。100点満点で今日まで進められたんですか。反省するところがどこもないんですか。そこらへんを明らかにして頂き、説得でなく。説得をするのではないのですよ。円満に理解をしていただく。その話し合いを膝を交えて、もうこれ以上双方言う事もない「わかった」といわれるまで。私は強引に4年間伸ばしたんであります。この選挙の問題もあります。そして再考を求める皆さん方を説得するのではなく、心から詫びるところは詫びながら、事業を進めていく。こういう姿勢が、私は大事であろうというふうに思えてならないのであります。そこら辺について管理者、そしてそれぞれの副管理者の皆さん方、私をひき殺して工事車両を入れなさいというこの叫びの声を皆さん方はどういうふうに受け止めるんですか。1人ずつ答えを頂きたいと思えます。

●議長（西野修平氏）

桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

早くやれとか、本会議でも秋山議員が度々、かなり私におっしゃいました。最も早くするのはどうしたらいいのかというご提案も賜りたいと思います。ひき殺してもという感情論だけを表に出すということで解決に向かうとは私も思っておらないわけでごさいます、どうか一つ建設的なご意見、提案を賜るよう1年間に何十億いるとか、十何億いるとかっていうことを具体的にもおっしゃっておられたわけだから、一つそういう建設的なところに議会と執行部とが力を合わすという方向で、ぜひそういう態度をみせないとなかなかうまくいかないんじゃないだろうかと。今現在は、私は被告の立場に立たされているわけですね。一方ではそういう法

律の場に既にいつてしまっている。こういう中にありまして、尚且つもう少し時間をかけてはどうかというご提案を申し上げていることはどうか一つ理解を賜りたいと思います。以上であります。

●議長（西野修平氏）

1 番、秋山幸則君。

●1 番（秋山幸則氏）

副管理者の皆さん方のお答えは後程いただきたいと思いますが、今管理者が言われた感情論でどうのこうの、私は感情論で言っているんじゃないんです。ここにもメモした書類があります。再考を求める住民の会の皆さん方と 32 名の津山市議会議員が話し合いを致しまして、皆さん方の率直な意見を聞かせて頂きました。その時のお二方のお話を、発言を、今私は再現をして、私をひき殺してから工事車両を入れろ、こういうことを言われたわけでありまして。私は人の命の重みというものを非常に重く受け止めております。感情論で私は言っているのではないんです。のらりくらりとした皆さん方の答弁ではなく、再考を求める人たちの中から 2 人の方がそういった発言をされたことを、私はそのまま皆さん方に訴えているのであります。再現をさせて頂いているのであります。そのことを踏まえて中山副管理者から、それぞれの副管理者の皆さん。どのように、この再考を求める会の方々の発言を、どのように受け止めておられるのか、人間の命をどのように考えておるのか。ひき殺して工事車両を入れろという発言。ひき殺してやるんならやりなさい。そんなことが許されますか。そういう形の中で、皆さん方にそういったことをしないでその前に十分話し合う、真摯に真剣に、円満に事業を進めていくためには何をしなきゃならないのかということをお私に重く深く受け止めてもらいたいんですよ。

副管理者の皆さん。そのお答えを皆さん方の率直なお答えを頂きたいというふうに思います。

●議長（西野修平氏）

この際、答弁を保留しまして、会議をしばらく休憩します。

午後 1 時 50 分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

●議長（西野修平氏）

ご着席をお願いします。休憩前に引き続き会議を再開いたします。答弁者に申し上げます。抽象的な答弁でなく、もう少し具体的な答弁をお願いしたいと思います。

●議長（西野修平氏）

はい。中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

私の方からお答えを致します。ひき殺してでも工事をやるのかというお尋ねでございますが、人の命というものは地球よりも重たいと言われておりまして、人命が尊重されるべきことも当然でございます。ですから、そうならないように管理者からも答弁したとおり、真摯な対応に努めて話し合いを継続して共通認識、共通理解を図って参りたいと思います。そして被告、原告の立場であります。市民の皆さんでもありますのでお互いの立場を尊重し、コミュニケー

ションを重ねていくことが必要と思います。それから併せまして、広く多くの市民の皆さんに対して説明集会を行うようにしておりますけれども、多くの皆さんに対してもご理解を得たいというふうに考えております。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい。山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

ご答弁を申し上げますけれども、これは先程申し上げましたように長年の懸案の事項であります。そしてまた一刻の猶予も許されない大事業であります。その様な見地からもこの圏域内の与している我々につきましても他の首長と同意見で、今、動いておりますので、それと異なるものでないことをご答弁と致します。

●議長（西野修平氏）

西田副管理者。

△副管理者（西田孝氏）

はい。私のほうから答弁をさせていただきます。先程来からの質問で、ひき殺してでもということでございますが、これはどなたに聞かれても、ひき殺してでもやります、という答弁をする副管理者、管理者はいないというふうに思っておりますし、私もそのような気持ちはございませんが、ただ、首長といいますか、そうした場合に100%物事が賛成でなければ事できないということはありませんということをご理解を頂きたい。必ず反対があった場合に1人でも反対を少なくする努力は致しますが、わが町の行政に対しましても、やはり賛成者多数の意見も聞きながら事を進めていかなければならない場合がございますし、色々と津山の市議会でも特別委員会等でも議論がなされたものと思っておりますが、それは我々の関知するところではございませんが、先程来のようにたった1時間の話し合いでということではございましたが、たまたま今日もおられます末永議員の音頭によりまして、都合3回目、あるいは4回目だったかと私は思っておりますが、話し合いは致しておりますが、一向に前へ進んだようには思っておりません。どこかでボタンの掛け違いがあったのかどうか、ということで入口論で終始致しまして、もしやるならこういうふうな施設をして頂きたいとかいうような要望等が出るのかなというふうに私は思っておりましたが、もう入口論に終始して話が一向に進まないということで、座長を務めて頂きました末永議員のほうも途中で打ち切られたような時間の制限もございましたし、またそれぞれの副管理者もそれぞれの仕事を持っておりますので、なかなか1市4町の者がきちんと集まる日程的な調整もなかなか難しい面もありますので、そうした話し合い等の機会もなかなか度々は作れないと思っておりますが、今後も管理者が申し上げますように、我々と致しましても理解して頂くように努力はする必要があるのではないかなというふうに思っております。これは私の見解も含めてでございますが、以上、答弁とさせていただきます。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

色々お話を聞きましたら、人を殺してまで、ひき殺してまで工事をやるか。こういうお話でございます。とんでもない話でございます。人を殺してまでやるというような、そういうこと

は誰がよろしいということは私はこの中にはおられない。このように思っております。この事業につきましては私共も小さい町ですけど、津山市の市長さんをはじめ皆さんのお世話になって一部事務組合を設立して、先程西田町長からもお話がございました。色々反対派の中でも色々ご意見があることも十分お聞きしております。しかし100%理解を得てやるということは、こういう迷惑施設については恐らく何をしても出来てこないことがあるんじゃないか。そこにはどこが問題があるか。そういうことも色々と不満も、議論ができてきたとこのように私は思っております。十何回、二十回あまりの管理者会をして色々その都度経過等もお聞きして、今日に至っておるということでございますので、これからもこの施設の重要性というものを十分みんな理解をしながら、なくてはならない、日が経たないというように私共も思っております。従いまして1日も早くこれを皆さんのご理解を頂きながら、やっていきたいということで、この津山市長がお話をされるとおりで、一応中身はそういう管理者、副管理者で集約されたものをご発言をされておると、こういうふうに私共は理解しておりますので、色々ご意見等もあると思いますが十分ご理解を頂いて、今後皆さんのご理解が頂けるように私共もしっかりとその体制を作っていかなければいけないという謙虚な気持ちで物事は進めるべきだろうということはこのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長（西野修平氏）

定本副管理者。

△副管理者（定本一友氏）

皆さん色々ご意見をなされておりますので、私と致しましては、私も途中からではございませんけれども、4月からでございますけれども、その前に適地選定委員会もできまして、そして準備組合もできまして、そしてこのごみ処理施設の組合も出来てというような形で進んでおるものと、このように思っております。そして先程来より、管理者が答弁をなされておりますけれども、その答弁については我々副管理者も同じように合議をして、その代表として述べて頂いておるということでございます。そしてもう一方では確執といましようか、市長と、また議員さんの中にも確執があつて、その確執をごみ処理の中に持ちこまれておると。それは、津山市は津山市でやって頂きたいというように思います、私は。そういうことで我々と致しましては、ごみ処理施設はどうしても必要な施設でございます。そういうことで1市4町で協力してですね、やって頂きたいとこのように思っております。以上であります。

●議長（西野修平氏）

1番、秋山幸則君。

●1番（秋山幸則氏）

この一部事務組合は議会運営委員会というものがなくて、決まりがなく色々発言をさせて頂いて周辺の町の議員さんが大変ご迷惑、ご心配をお掛けしたことをお詫びをしながら、私は間違っても、間違っても先程申し上げたように、これは私が言ようんじゃないんですよ。再考を求める会の住民の方々が、私をひき殺してでも車両を入れてやるんなら、工事をするんならしろ、と。こういった痛ましい事件が起きないように、説得でなしに心をこめて円満に話し合いをし、理解を頂き、そして仮に施設ができたなら20年、30年、大変長い間地域の皆さん方のご理解を頂きながら工場が動かなきゃならぬのであります。そういう意味において出発点が大変

重要であります。一点の曇りもないんだと、公明正大だと、言い張るだけでなしに、反省すべきは反省し、十分私は話し合いをこの件については、して頂いて円満にご理解を頂ける、その努力をお願いして、この件については終わりたいと思います。

次にもう1点お尋ねをしてみたいと思いますが、昨年の11月17日に土地の鑑定評価をしたエスティマと馬場総合鑑定所の方々に委員会に出席して頂きまして、色々と話を聞いたところであります。そして領家の土地は現状での価値評価を行うといいながら将来の利用価値を見込んでの評価を行うとして、急斜面で利用もできない、使い勝手の悪い、山林29.5ヘクタール全てを宅地見込みとして鑑定しているところに大きな私は問題があるというふうに思うところあります。

さて今、訴訟が起きております。裁判所が選んで鑑定士が鑑定をする、こういう手順でいくと思います。裁判所が選んだ鑑定所の会社が果たして宅地とみなして評価をするのでしょうか。私はそれはないと思うのであります。そういうことになれば裁判に負けることは濃厚であるでしょう。管理者、副管理者の皆さん本当にご迷惑を掛けるのであります。もしそのような形で鑑定がなされたという形で裁判所が選んだ鑑定士が、そうでないという形になった時に個人で補償をして頂くこととなります。管理者、副管理者の皆様方が今の役職につかずに退任をされたり色んなことをされても、補償しなきゃならぬのであります。補償が本当にして頂けるかどうか、そこら辺の管理者会議でお話がされておるんなら代表してどなたでも結構でございますから、お答えを頂きたい。色んなことに一人ずつやってもらうと時間がかかって議員さんに迷惑を掛けてお叱りを受けるので、そこらへん管理者会議でお決めになられておるんなら、みんなでそれぞれ個人補償をしようよと、こういう事態が私は99.9%起きるとこういうふうに思えてならぬのであります。あの29.5ヘクタールが宅地並みでの鑑定ということになれば、大変大きな問題、これが発生するだろうと思いますがこれのお答えを頂戴したいというふうに思います。

●議長（西野修平氏）

はい。中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

土地の取得価格、これは妥当であるということが必要でありまして、これにつきましては組合の用地補償委員会におきまして、不動産評価額であるとか地価の公示価格の変動状況、そういうものを総合的・客観的に判断しながら、交渉価格を決めてその上で地権者と協議しておるということで、今回の提案をしておる価格で決まっておるということでございます。

我々は妥当で適正な価格というふうに認識しておりますので、管理者会の中で将来の仮定の話で損害賠償をどうするか、というような話は今までにしたことはありません。

●議長（西野修平氏）

1番、秋山幸則君。

●1番（秋山幸則氏）

管理者会議ではお話をされてないんでしょうが、本当に私は29.5ヘクタールが宅地見込みという形の中での鑑定を、という発言が11月17日には為されたところでありまして、これは大きな問題であろうというふうに思います。そこでこの問題でどうなるか予想をしてから話をす

るのもいかがかというふうに思いますが、側聞するところによれば裁判等で負けたときのために保険に加入されておるんじゃないか、それぞれの皆さん方がと、いうこともお聞きするんでありますが、そこら辺は保険に入られておるのかどうか。そこら辺をちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

●議長（西野修平氏）

傍聴者は静かにお願いします。中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

損害賠償が発生した時に対して、保険という制度が今ありました。それに今入っておるかどうかということですが、私以前は入ってましたけど、今現在は入っておりません。以上です。

●議長（西野修平氏）

1番、秋山幸則君。

●1番（秋山幸則氏）

もうこれはこれ以上なりません、おそらく裁判で負けた場合はそれぞれの市や町が補償するのではなしに、この一部事務組合から皆さん方に、その損害賠償請求をしますんで、そのつもりで心して本当に頑張って頂きたいというふうに思います。そして今回のこの領家の問題、本当にご理解を頂きながら早くしなきゃいかん事業。十分承知を致しております。しかしながらもう1点、こういった話を私は聞いたんでありますが、この間違っ手法、あるいは一点の曇りもないといいながら、本当に書類の受付から色々な事があった。子供たちにどう説明すればいいのか。こういう本当に切実に訴えられておられたのでありますが、行政の事業というものは急ぐ。それはわかるんであります。しかしながら本当に住民の皆さん方のご理解を頂きながら、事業をしていかなきゃならん、というふうに思っております。

そこでもう最後に私の意見を申し上げておきたいと思いますが、昨年8月の総選挙。自治体に金と権限と自由をよこせ。こういう要求をしながら選挙戦が終わりました。政権交代がこの日本においても実現を致しました。12月には政府は地域主権戦略会議の初会合が開かれ、地方自治法が抜本改正し、新たに地方政府基本法が制定される見通しとなってきております。真の地方分権がいよいよスタートする。そういう時がやってまいりました。私も地方自治体の議員になって26年8カ月間。議員の、あるいは議会での仕事として自治体の無駄遣いや政策の間違いを正す、そういった大きな責任を、あるいは益々重大になってきておる、こういうふうに思っております。正しいことは正しい、間違っていることは間違っている。間違いは正していく。そういう議員にならなければならん。こういうことを強く思いながら責任を感じて新年を迎えたところでありますが、どうぞただ数で押し切れればいいんだという、そういう発想でなしに、間違っことを正そうとする議員に対しては、やはり真摯に私は対応してもらいたい。私共も十分責任を感じながら皆さん方と本当に両輪となって、事業推進をしていかなきゃならん。こういう決意であることを皆さん方の前に明らかにして私の全ての今回の臨時議会での発言を終わりたいというふうに思います。

●議長（西野修平氏）

次の質問を許可します。7番、松本義隆君。

● 7 番（松本義隆氏） [登壇]

議長の許可を得ましたので、質疑をさせていただきます。ただいま 1 番の秋山議員さんから質問をされて重複する部分が多々あるかと思えますけれども、宜しくお願い致します。

それでは議案第 29 号 土地の取得について、管理者、副管理者全員にお尋ね致します。津山圏域クリーンセンター建設事業に 29.5 ヘクタールの土地を 4 億 2,100 万円で購入されるということですが、この価格については非常に高いのではと指摘をされておりますが、先日の管理者会においてこの価格が決定され、今日の議案として上程されたわけですが、その管理者会でこの価格について異論は出なかったのかお尋ねします。

また以前にさかのぼりますが、この土地価格について当時は当組合が設立されておりませんでしたので、津山市の職員が桑山市長の命を受けて担当しておりました。私が厚生委員長をしていたときに、土地の鑑定書を厚生委員会に提出するよう委員長命として強制したところ、その担当者は個人情報保護の観点から提出はできない、とこう言われましたが私は正式に購入するとなれば鑑定結果は報告するわけでしょうから、今出してもいいのではないかと言ったところ、その職員は「私の立場も察して下さい。色々あるものですから」と言って結局提出がなされませんでした。この時の職員の言葉に私は何か裏があると感じて今日までできましたが、この時の職員が何を言わんやとする気持ちが最近になって分かってきたように思います。その原因が管理者である、桑山市長によるものであると確信をしております。なぜこの時期に臨時議会を開いてまで、この土地購入を提案するのか。その真意をお聞かせ下さい。

次に先日、管理者会と再考を求める住民の会との話し合いが行われましたが、1 時間という短い時間で何をどう理解してもらったのか、今後この反対されている住民の皆さんの意見を無視して事業を推進していくのかお聞き致します。

最後に現在再考を求める住民の会から建設差し止め、土地の価格が高いということで提訴をされ係争中ではありますが、万が一当組合が敗訴しこの事業がストップしたり、購入価格の差額が出た時には管理者、副管理者には当然その責任はかかろうかと思えますが、その責任の所在についてどういった責任をとられるのかお尋ねして登壇での質問を終わり、あとは自席で再質問等を行いたいと思います。

● 議長（西野修平氏）

桑山管理者。

△ 管理者（桑山博之氏）

松本議員にお答えを申し上げますが、まず価格の高い安いというご指摘とお尋ねでございました。これはこの土地の取引というものは、ある人がどうしてもその土地が欲しいと。一般的な話ですよ。その場合にはある程度単価が高くなる。これは当たり前だと思いますね。ですが、普通の事からいいますと、その価格を鑑定士に、複数の鑑定士をお願いを致しまして、それを参考に致しまして最終的には行政決定をする。そこまでに至るまでにはまだ管理者や副管理者はあまりタッチしないで、いわゆる十分事情を知った人に委ねてですね、段々あげてくる。こういうことで客観性を持たせようと、どの自治体も努力している。この一部事務組合におきましても、その様に最終決定までには色々な手続きを経てやっている。これは最も民主的にやっているというふうに考えて差し支えないと思います。ご理解を頂きたいと思います。

また鑑定書の提出につきまして拒んだのではないかと、というその時の理由が個人情報ということを理由にされたということでした。これは当たり前なんですね。ですからこれは意志の形成過程においての個人情報を止めるという主旨でございますから、今日はきれいに全部出させて頂きます、それはもう仮契約もできており、本契約に臨んでおる時でありますから、意志がまとまった、合意ができたという段階では、もう相手方の個人情報を保護するという保護法というんですか、そういうものがなくなると。あるいは薄くなったとゆうのでしょうか、そういうことではないかという、少し拡大解釈かもしれませんが、今日合意が出来たのだからお出しするということが全部お出ししておりますから、ということですから隠していません。

次になぜ今臨時議会なのか、これも臨時議会が普通です。臨時議会ではなく、定例まで待っておるとするのはなかなか時期が、より遅らせることになりますから、できるだけ早い方がいいんですね。今すでに遅れておるんです。その理由もご承知の通りですから、これはもう19年6月25日に久米領家に土地として決定した、ということでございますから、それからいきますと2年半もよく辛抱したとみるのも普通ではないかこう思います。しかも色んな予期しないことがあったわけでございます。本当にそういう面では残念で、こんなに遅くなったということをお大変申し訳なく存じております。

またそういう色んな事があった時に、責任は誰が負担するんだというお話でございます。私は、これは法律的な責任というのはその時の事情、状況によって法律の場において判断される。我々は行政マンでありますから行政的に誤りなき法による行政という、そういう立場から粛々と行うという任務がございますので、これからもそのように適切に公平妥当にやっていきたいということに努めたいと思っております。以上です。

●議長（西野修平氏）

はい。中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

1点補足を致します。管理者会、先般1月5日ですけども、この管理者会において土地の価格、それから契約書等について説明をし、全会一致で承認を得たところでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

答弁もれがありますか。

[7番松本義隆氏「あります。副管理者全員にお尋ねをしたつもりなんですけど。責任論です。」と呼ぶ]

●議長（西野修平氏）

はい、山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

用地補償評価調整委員会において決定をされたその価格、またその地権者らと協議をし、更に減額をして決定したと、このように心得ております。そのことで理解頂きたいと思っております。

●議長（西野修平氏）

西田副管理者。

△副管理者（西田孝氏）

はい。お答え致します。先程管理者が答弁しましたとおり、土地の売買というのは買い手と売り手との合意に基づいて行われて、それが単価になるわけですが、我々は公の立場でございますし、住民の代表ということで住民の代行をしておるようなものですから、そういった時に公の鑑定士の不動産鑑定というものを基本に物事を考える必要がある。ということから、今回鑑定士の単価を基に色々と説明を受けた結果、こういうふうに合意したという経緯でございますのでご理解賜りたいと思います。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

単価の話ですが、先般管理者会におきましてお話をお聞きしました。土地が高いんじゃないかという話がかねがね私も耳にしておりましたが、ENAが久米町の持つておられたのを買われた値段をいう話で非常にそれは高いんかと思っておりましたが、その後農地を買い、国有地を買い、面積で29万か30万平方メートル近い面積になっておるので、これだけが一筆で、一筆とは違いますが所有権が1人で、一般の場合は何百筆もあってそれを相続をして、それぞれにしていけば何年間もかかる。非常に時間を要するということは通常は一般的にはあるわけですが、そうやって1人の人でこれだけまとまった土地がこれだけの値段である。これは時間的にもいいんじゃないかという思い。それが価格の決定というのにつきましては、今お話しのように、あくまでも法的な根拠で対応するということが基本でございまして、そのために鑑定士があるわけございまして、1人の鑑定士でなしに複数の鑑定士によって鑑定をしたと、こういうことになろうかとこのように思っております。

それから個人的に弁償をしていくかというお話でございしますが、その為に地方自治法があって、議会に諮って議決を得て、それぞれ対応しておるということですから、100%管理者会で責任をもたにやあならんということはちょっと、私は無理があるんじゃないかというふうに理解しています。以上。

●議長（西野修平氏）

定本副管理者。

△副管理者（定本一友氏）

花房副管理者が申した通りで、私もそういう観点から賛同したわけでございますけども、要するに副市長、副町長が委員会を組んでおります用地補償評価調整委員会ですか。この委員会が先ではなくて、不動産鑑定士の結果が出来て、その委員会によって決定されたということでございまして、その順序が逆だったらおかしいということになると思います。それからENAが約7億程あの時投資しとるということから勘案しましてですね、我々は価格は妥当ではないかなと、このように思います。また私もですね、2億についてお聞きしました。根拠はどこにあるのですかというようなことですけども、はっきりした明確なお答えは出なかったということも付け加えさせていただきます。以上です。

●議長（西野修平氏）

中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

用地の価格につきましては各管理者、副管理者が答弁致しましたとおり、客観性をふまえたものであり地権者との交渉でも妥結したものであるということで、妥当な額である。と、こういうふうに考えております。以上です。

[7番松本義隆氏「答弁もれが。1時間で短い時間で何を理解してもらったのかということ聞いたんですけども、その答弁がありません。」と呼ぶ]

●議長（西野修平氏）

答弁者に申し上げます。よく質問をお聞きして的確な答弁をお願いしたいと思います。中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

1月5日に住民の会との話し合いをしました。その時に日程的な都合もありまして、1時間ということで終わりました。その時にも入口論に終始したような形でなかなか前に進んだ話はできなかったんですけども、今後とも引き続いて、先程も答弁しましたように、会の方たちと十分な話し合いをしていきたいと思っております。以上です。

●議長（西野修平氏）

7番、松本義隆君。

●7番（松本義隆氏）

答弁色々ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

先程の答弁を聞きますと価格については鑑定士が鑑定をした結果、管理者会で決定したということですけども、先程全員協議会の中で勝央の議員さんから、勝央町議会全員一致で土地が高いのではないかという意見を言えと言われた、と、全員協議会の中で意見を言われたと思うんですが、管理者会においても恐らくこの土地の価格については高いのではないかという異論が出たというのは私たち想像をしておるのですけれども、今の答弁の中でそういった答弁は出ませんでした。だから私はやはり管理者会の中で決定をしたのであれば、各首長さんたちは住民の皆さんの代表といえれば代表かもしれませんけども、そこで決定された部分は裁判によって高いというふうに言われたら、判決がもし差額がでたらこれは責任をきちっと負って頂かないといけない。我々も住民の代表ですから、当然この議会においてそのこのところもきちっと責任の所在というものを担保としてここで皆さんに頂きたい。

というのは皆さん承知の通り津山市には悪しき前例がございます。その時には一部事務組合が出来ておりませんでしたので、津山市のみがこの土地を買って未だに塩づけになっております。そういった悪しき前例があるわけですから、今回も裁判でもし万が一負けた時にそのようなことがないように、今回は事務組合で買われるわけですから、当然津山市だけが負担しなきゃならないということにはならないかもわかりませんが、でも土地が高いとかそういった部分で判決がでた中で差額が生じた場合、やはりこれは管理者会で決めた以上は管理者会の皆さんで責任をとって頂くと、これは当たり前なことじゃないかと私は思います。だからそのことを再度、私は担保として頂きたいわけですから、住民の代表としてこれはきちっと私は質問させて頂いているわけですから、きちっとした答弁をやっぱり頂きたい。行政で、住民の代表で決めたのだから、責任は私たちだけにあるわけではないというような答弁では納得はこれはや

っぱりなかなかできないと思います。やはり何事も行政が物事をやるのに、その責任、最高責任者の中で決められたことはその最高責任者が責任をやっぱりとってもらうのは当たり前なことだと私は思うんです。そういうことを合わせて再度このことについてお尋ねをしたいと思います。

●議長（西野修平氏）

桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

我々は総合的に判断を致しまして、これが妥当だということで結論をだしたということであり
ます。

[7番松本義隆氏「議長。副管理者の皆さんにももう一回。」と呼ぶ]

●議長（西野修平氏）

中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

今、住民訴訟というかたちで出ておりました、これがどうかたちになるかわかりませんが、
けれども、我々先程から言ってますように、事務処理については妥当なところでやっておるとい
うふうに理解しておりました、負けるという仮定の話ですね、お答えは控えさせていただきます
と思います。以上です。

●議長（西野修平氏）

傍聴者、お静かにお願いします。はい、山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

先に答弁をされました管理者、副管理者と同じですので控えさせていただきます。

●議長（西野修平氏）

はい、西田副管理者。

△副管理者（西田孝氏）

はい。答弁致します。仮定の問題でございますから、なかなか答弁もしにくい訳ですが、仮
に最終判決で我々管理者、副管理者に責任があるという判決が出た時に、そんなことは知りま
せんでは我々は通らないわけですから。もし裁判所から払えと言われた時に、我々払わないで
通ればいいんですけど、法律に従う意外にないと思っております。そういうことでございます。

●議長（西野修平氏）

花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

西田町長に同じ。

●議長（西野修平氏）

定本副管理者。

△副管理者（定本一友氏）

私も同じでございますね。法的にそうなればそういうことになると思います。

●議長（西野修平氏）

7番、松本義隆君。

● 7番（松本義隆氏）

4町の町長さんはきちっとした答弁をされました。津山の管理者、副管理者津山の副市長。

やはり他の4町の町長さんらの答弁を見習って欲しい。私もああいう言葉が欲しかったです、2人から。そしたら私が言うことはないんです。だから当然仮定の話ですから、私も万が一ということを言っているわけですから、だから妥当な線であるという気持ちがあるのですから、そりゃ当然責任はとれると言ってくれたらいいんです、それは。法にのっとって市長も法の判断に従うと言われたわけですから、だから当然そうなれば責任がある、そういった時には責任をとると言ってくれたら何もいう必要はないんですよ。だからそういったことでね、やっぱり我々はそういったところを担保しとかなないと。市長、特によく考えて下さいよ。あなたが決まっていた土地を、あなた4年前に、自分の選挙を使って回避したんですよ。そのおかげで、そこが塩漬けになってるんですよ。それを忘れないでくださいよ、市長。あの管理者ね。そうでしょう。当時は津山市の行政に携わってなかったかもしれないけれども、だけど現実にはそういう悪い前例がある、ということ津山の市民みんな言っとる訳ですから、これはもう忘れないで下さい。

それからあと再考を求める住民の会との話し合いで度々先程、秋山議員さんに答弁をされておるんですけども、やはりこの間1月5日に1時間という本当に短い時間で話し合いという場を設けたんですけど、形だけのようにはしか私たちには取れないんですよ。やはり本当に市長が今より理解を求めてもらう大変な努力をするんだというのであるんならば、やはり1日かけようが2日かけようがやっぱり話し合いを十分してもらわないと、住民の皆さんが、再考を求める皆さんが何の理解が出来るんですか。市長がとにかく私たちに説明することが、管理者が説明することは、とにかく精一杯努力をする。理解をしてもらう努力をする。その言葉は抽象的な言葉をよく言われますけれども、努力をした形跡が無いんですね。だから私たちはいつも管理者に言っていることは、やっぱりこの事業、誰も、しなければならぬ、早くやらなければならないという認識はみんなもっておる。だからその為には少数意見だからそれを押し切ってやるっていうのではなくて、私は逆に少数意見だからこそ、この意見を大事にして、そういう皆さんを少数だからこそ話がしやすいんじゃないかと思う、逆に。だから先程西田副管理者が言われましたけども、行政が物事をするのに、100%の賛成ということはありませんという事を言われましたけれども、私もそのように思います。だけど、少なくとも後で加えて西田副管理者が言われましたね。1人でも反対者を減らす努力をする。私はね、うちの管理者である桑山市長にその努力はしてもらわにやいかん。してもらってないから私はこう言っている。してもらっていたら何も私らこういう質問をすることもない。だから少数な意見だからこそ、やっぱり、政治というのはよく弱者のためにあるというきれいな言葉を皆さん言いますよね。今も文字通り反対をしている皆さん方が管理者の側からみたら強い人達だと思いかもしれませんが、我々からみたら決して強い人達だとは思いません。弱い立場の人達だと思いません。少数な意見ですから。だから私はこの人達の意見を十分聞いて、秋山議員さんが言われたように、やはり理解をいただく、ここに建設をする理解をいただく。そのことが私は1番建設が出来る早道じゃないかと思うんですね。だからそのことを管理者、肝に銘じて。今からでも遅くはありません。その努力をしてください。1人でも反対者を減らせる努力をしてください。

その努力をして頂いたら私は何も言うことはありません。

それからこの時期に私がなぜ臨時議会を開いてまでこの土地の取得を出すのかと言ったら、臨時議会はいつでも開けるんだと。それは当然執行者側ですから、権利がありますから出来るんでしょけど、だけど来月定例会があるんです。その時でも良かったんじゃないですか。だからそこにどうしても私たちは管理者の悪意を感じるですよ。善意じゃないんですよ、悪意を感じるんですよ。何でもか言うたら、それは選挙を間近に控えとるんです。秋山議員さんも言われましたけれども。やっぱり選挙を控えとったらやはり市長は結果を見せた上で、来月この定例会、この会議が何カ月も先でないとなんということならば臨時議会を開いても分かりませんが、来月あるのに何もこの時期にやらなければならない、臨時議会開いて土地の取得をやらなければならない。どうも私たちは理解をしかねるんですね。副管理者の皆さんは管理者がこうだといったら従うしか手がないから、この日に臨時議会を開くからと言われてたら、そりゃもう日程調整がつけばよろしい、となると思うんですよ。そういったことを管理者ね、私たちに良い事をしてるのに悪意に取られるようなやり方をされたらいかがなものかと私は思うんです。だから万事がそんなやり方をずっと管理者がされてきているから、こうやってこの一部事務組合でも紛糾するんですよ。本当言ったらね、我々がこの事業をやっぴり早くしなきゃいかんという思いがあるから、本当はこんなところで紛糾させること自体が私はおかしいと思う。一部事務組合ができた段階で、すんなりこういうものはいかなければいけないと思う。それがなぜいつもこうやって紛糾するのか。それは管理者の手腕によるんだと。だからそういうことをふまえた上でね、管理者早くこの事業を進めようと思うのだったら、今私が言ったようなことをきちっとやれるかどうか、最後にご答弁ください。

●議長（西野修平氏）

桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

色々と、いかにスムーズに早く理解を頂けるかということばかりを考えておるわけでありませう。どうか本当に真剣に、この市民の為を思った本当の市民の為に、市民ていうのは便利ですからすぐ市民て言うんですけど、そういうものになっておるのかということをやはり問いながら努力をさせてもらいたいと思います。

●議長（西野修平氏）

傍聴者に申し上げます。最後ですけどね。質問者に敬意を表してお静かにお願いします。松本義隆君。

●7番（松本義隆氏）

私も質問を最後にしたいと思いますけど、管理者ね、これだけは約束して下さい。再考を求める住民の会の皆さんと先般の話し合いの時に、副管理者である中山副管理者が今後もこの話し合いを継続したいということと言われたわけですから、これは時間の制約とかそういうものを設けずに真摯に受け止めて、やっぱり1日かけてでも説得をすると。説得ではない納得をしてもらおうという話し合いをするということで約束をしていただきたいと思います。

●議長（西野修平氏）

桑山管理者。

△管理者（桑山博之氏）

ひとつお任せを頂きたいと、相手の方々がいらっしゃるわけでありまして、そのいかに両者がそういう気持ちに真摯になるかということでもあります。訴訟の場に移行をさせているということは事実でございますから、多くの市民が本当に納得する、我々努力したいと思う、この一念であります。

●議長（西野修平氏）

はい。次の質問を許可します。はい、4番末永委員。

●4番（末永弘之氏） [登壇]

質問の最後のようなので、しばらく辛抱してください。本日の臨時議会はクリーンセンター建設予定地の領家。(株)ENAが持つ29.5ヘクタール4億2,100万円で買収することを審査する。私は最初に高すぎる、広すぎる、この意見を申し上げておきますが、さて領家が平成18年に応募してきた地域とされていますけれども、領家地域からの申請書類では地元町内会が久米連合町内会であり、領家町内会会長は周辺町内会として中北下町内会と同様に署名、捺印しています。しかも申請の時には町内会長の判断で町内会、役員会や総会に諮ることなく、書類に署名捺印がされ、申請した後に総会が行われ、総会当日の会議メモを見る限り、賛成の意見はゼロでした。拍手でとりあえず申請することになったにすぎません。しかも領家に建設予定地が決められたら応募条件の3点セットの1つである最終処分場は受け入れないとした領家町内会から4度にわたる申し入れが出され、その中では住民は最終処分場を建設することなどは知らなかった、錯誤状態で拍手をしてとりあえず申請することに賛成をしたと言われております。約6カ月にわたるクリーンセンターとの話し合いの結果、条件付きで平成20年2月10日に3点セットを受け入れると決めました。そして5月27日に条件の1つである覚書がとり交わされ、主灰、飛灰は埋立てないと決定をしたのです。

公募の条件である平成19年1月末までに総会を行って議事録を添付するという必須条件を満たしたのが期限を1年過ぎてからです。そして今でも焼却灰を埋めるのは反対と明言をしている地域です。その地域がなぜ公募に応じた地域であると考えているのですか。その判断が間違っていると思いますが、管理者の見解をお尋ねします。

さらに公募書類では地元町内会及び周辺町内会の代表、地権者が共同して申請する。こうなっておりますが、領家の場合は周辺である鏡野町側の共同申請書は、未だに提出されていません。これは、完全に書類不備のままに領家を建設予定地として、決めてしまったわけです。まさに間違った書類をそのままにして領家を決定した責任を管理者と副管理者はどのように取られますか。答弁をしてください。

次に反対をしている住民の皆さんに対する話し合いのことが、それぞれ質疑で今日も言われました。なぜ話し合いがうまくいかないのか。桑山管理者が言葉巧みに、率直に言って、嘘の説明をしすぎる。例えば多くの市民や議会や圏域の中で一生懸命、真面目に反対する住民と話し合うということを言葉では述べておりますけれども、1回も反対している人たちと積極的に話し合うという努力をみたことはありません。何1つやってこなかったと言わざるを得ないわけです。たまたま市議会特別委員長として、私ごとで恐縮ですが私が音頭をとってきて、話し合いが4回あった。昨日も5回目でしょうか。鏡野町だけで話し合いをした。しかし、物別れ

です。1月5日には、何回も今日も話にでましたが、中断しているんですよ。中断のまま、領家の人々との話し合いはまだ決まっておられません。こうした話し合いで管理者および副管理者は、一度も住民の皆さんに手続上のお詫びもしない、だから副管理者の中でも不思議な現象として話し合いは堂々巡りしかないがな、という意見が今日も出された。私もそう思っております。私は始めから申し上げておるんです。地元町内会および周辺町内会の代表、これが共同して申請すると書いた公募条件が出回ったからには、例えば鏡野町の側には、この文面でいくとあなた方の同意があると受け止められてもやむを得ません。ぬかっておりました。この言葉でお詫びをしてまわる。これがないから住民の会との話し合いが平行線をたどるんです。領家の場合は1年遅れて3点セットを受け入れてくれた。それでもやむを得んから領家の皆さん、何とか頼む。施設配置についてはもう一度考え直す。こういう言葉は一回も言わないのです。秋山議員も指摘しておりましたように、間違っておられません。一点の曇りもありません。だから入口論に終始するんです。この姿勢を私は桑山管理者に改めてもらいたい。管理者会議で色々な話があるからという答弁も今日繰り返されていますけれども、やり口をみてみたら桑山さんが言うがまま。副管理者の方は多少意見を言われているんだらうと思うんですよ。人間の意志ですから。言われていると思うんです。しかし結局は桑山さんに逆らえてない。なぜか。美作町があるからです。はっきりしとるんです。そういう桑山さんのやっておる政治姿勢、やり方。ここに少しでも反省を自分がして、住民の会との話し合いに臨む。この姿勢をとってもらいたい。管理者の話し合いにおける決意を、基本的な姿勢とお答えを頂きたいというふうに思います。

そして今日ここで土地購入をしてしまったら、一層住民の反対をしておる方々の理解を求めることは困難になる。明らかなことなんです。そんなことを平気にやって、それで理解を求めるために話し合いをすると、ぬけぬけとこの本会議場でも今日でも述べる。この相矛盾した姿勢があるから西田副管理者が言われたように堂々巡りばかりするんです。私が司会をしていて嫌になる。何回も私はそういうことを言っておるんです。そしてぜひ、管理者と昨日も話をした訳ですから、申し訳ない、名指しで。鏡野町の副管理者になぜ住民との話し合いがうまくいかないと思ってるのかお尋ねします。

さて裁判で負けたらどうするかという責任論もここで話されました。ちょっと具体的に述べておきます。裁判は2億円を超えた金額は駄目だという判決を求める裁判なんです。2億2,100万、これを管理者と副管理者で山分けして責任とってくれ、という判決を求めとるんです。3人の副管理者は法には従うという答弁でしたけども、やはり情けないかな、桑山管理者はそれを言えないのです。中山副管理者と併せて鏡野町の副管理者も述べておられません。どうされますか。重ねてお尋ねします。市長の選挙の直前という話もでました。津山だけ勝手なことではできません。確かに形はそうですけれども、先程も言いましたように管理者会議で桑山管理者が市長選挙を前にして、ちょっとだけ2月4日に定例会があるから待ってもらいたい、そう言ったら誰も異義を言うものはおられません。はっきりしとるんです、それも。嘘だと思うんならやってみてください。本会議を休憩してでも。絶対に2月4日で決まるんです。要は管理者の考え方なんです。それは民主主義じゃ無いとか色々言うけれども、やっていることが民主主義じゃないんです。だから揉めておるんです。こういう状況下の中で土地買収はすべきでない。もう一

度管理者の見解を求めます。

土地鑑定書の話がでました。びっくりしたんです。実は、私は、今朝クリーンセンターに質問書を送りました。その質問書には土地鑑定所の書類を公にすべきだ。議会に出すべきだという質問を書いたんです。全員協議会まで土地鑑定所のエスティマと馬場の書類を全協に配るということを私には一言も誰も説明しないまま、全員協議会の席についたら突然としてその資料を配られて説明を受けたわけです。なんですかと言いたい。質問書に土地の鑑定書の書類を出すべきだという質問をしますと書いたんですよ、私は。それを全協に配るのだったら、せめて人間なら、人であるならば末永からこういう質問がきとるけど、末永、全協に配ることにしましたからと。こう言うべきだといっておるんですよ。これをしないから大きな声をして末永が嫌われの身になるようなことを、言っているんですよ。冗談じゃないですよ、管理者。私の今朝の質問書を見て下さい。書いとんじゃから。なんで土地鑑定書が出せないのかとまで書いとんですよ。それを平気で全協に配るんです。率直に言って質問を出す、本会議の直前に忘れていましたという声がありました。私に言うのを忘れていましたという声がありました。そんなものか。そういう政治姿勢だからおかしいと言っているんです。これを松本議員が言われたんです。出さんと言われたけどなんで出したのかという意味合いを。出したのが悪いと言っているんじゃないですよ。勘違いしないようにしてください。

さて（株）E N Aが土地を取得された値段が土地鑑定と併せて提出されました。平成4年をピークにして、数年、3年ほどかけて土地だけで4億7,568万7,583円と言われ取りました。

この根拠が私は明確ではないと判断しております。鑑定書が出るといいましたが、鑑定書にもこのことの根拠が書いておりません。全協でもらった資料ですからすべて目を通していませんけども、ぱっと見てそう思いました。この理由と資料の提出の要望をします。すなわち平成4年以降、数年かけて土地を購入した約30ヘクタールの契約書を全部見せて下さい。金額だけで結構です。

そして土地の価値観の下落を基礎に15%をおおむね試算して4億5,500万円という数字をあてはめた資料ももらいました。（株）E N Aが提出してきた津山市領家、旧久米町領家土地取得明細書を見せてもらいましたが、購入された面積が先程ちょっと言いました。50ヘクタールといましたが、正式には29.976ヘクタール。価格が5億2,220万円。そこでお尋ねですがこの面積の中から等価交換、黒岩池の寄付後の面積を示した書類もを見せてもらいました。現在買収予定地の29.6ヘクタール、0.3ヘクタール少なくなっているんです。それは黒岩池などを寄付した。ということになっておるんだろうと思うんです、書類を見る限り。しかし、今言ったように面積は減ったんですけども、減った面積に対する金額は減っておらんと。約50ヘクタールの金額のままを元の数字にして、今日の契約金額4億2,100万が出されておる。このことが鑑定書にも書かれておりません。だから鑑定書が万能では、ちょっとおかしいと思いはじめました。また何よりも我々が忘れてはならないのは、（株）E N Aすなわち地権者は私のところにごみ処理施設建設を作ってくださいと共同をお願いしてきた地権者なんです。ここを忘れてはなりません。ここを忘れて土地の交渉があつたまるものか。無駄を省こうとする市民なら誰でも思うことです。これも残念ですけど、土地鑑定書には書かれていないことなんです。

もう1点、黒岩池の払い下げに関わって寄付ということを書いております。この池の払い下

げが、かつて行われた。それを15年に、地権者が元久米町に寄付をした。池を工事するために寄付をしたと言われていて、それはそれでいいんです。問題はこの金額が、また後で再質問をしなければならないと思いますが、かなり高い金額なんですね。黒岩池かどうか知りません。国有地を買うた金額が高いということです。水利関係者がどうやって国有地を払い下げることになったのか、組合責任者に他の議員と一緒に問い合わせに行ったことがあるんです。びっくりしました。久米町時代の出来事だそうですが、水利関係の責任者は、さっき言った平成15年に土地を(株)ENAから久米町に払い下げをしてもらう時、その時になって、その池が(株)ENAの開発行為の池になつとる。調整池になつとると聞いた時にはびっくりした。水利組合のもので、水利組合の池がなんで調整池になるんなら。と言って私は怒ったんじゃ。旧久米町の役場に、当時の町長以下たくさんの方が集まって話をしたけれども、私は払い下げのことに印鑑を押した覚えはない。かつてENAに国有地として払い下げようとした時のことを言っている。しかしそれを元に戻そうと言うんだから、戻すときには調整池じゃ困るけん、農業用水路として戻したものを印鑑を押して修理をした、こうなっている。この経過は極めて不思議な経過です。しかも黒岩池の払い下げは、(株)ENAの土地の購入には関係ないという論理まで(株)ENAの責任者に似た人が言われましたけれども、とんでもないことです。あとで数値を述べますけれども、かなり高い金額で合わせて国有地全体を買われた。その中の1つとして黒岩池をあとで元に戻して払い下げたという。しかし面積は黒岩だけじゃない。他の面積も含めて0.3ヘクタール減ったんだけれども、買収した時の元の金額は変わらないのです。僕の試算では約600万~1,000万くらいになるんじゃないかと思うんです。少なくとも元の金額から土地が減ったその金額は少なくならなければいけないし、少なくなっていない。面積は減っているけど、金額は変わらずに、それが試算の根拠になって4億2,100万がはじきだされた。これを土地鑑定士は一言も言っておらんのです。だから鑑定士がええんだとばかりは言えれん。こう思えて仕方がないんです。なぜ国有地の払い下げ、面積、これが1,712万円。0.709ヘクタール。このなかで黒岩池がなんぼ占めたのかわかりません。どういう経過で黒岩池が元々(株)ENAのものになり、そしてここでそれは外した面積を買うんだけれども、金額は増えた金額で買おうとしているのか明らかに答弁をお願いします。

●議長(西野修平氏)

桑山管理者。

△管理者(桑山博之氏)

末永議員のお尋ねにお答えを申し上げます。まず手続きがぬかっておったということを確認すべきだというようなご意見でございました。その辺が大分見解が違っておりますけれども、考えてみるとあんまり違わないかもしれません。申請をしたという意志は、一番大事なのは意志ですから、意志は何ら間違いはない。申請をしたことそのものについては誰も認めているわけですね。地元の町内会が領家であることも、手続きとしての意志がそこへ表示されたということもその意志を手段で表示をするわけですから、大切なのはその意志だと。その意志は誰も認めているんだと。反対される方も、推進する人とか協力する人も、地元領家は、という話をされているわけですね。地元領家も異議がない。手続したということも間違いがない。問題はその後、どこの行にどうか細かいことがございました。ただ残念なのが、もし致命的なある

いはまた、手続きが他の人を害するとか色んな不愉快な念を抱かせるとかいうような事があったように伝えられておりますので、私はそういうことは、まずかったかなあ、というふうに思っております、それもあまり大きな差ではないのではないかと、認識において、ですね。思っております。

従いまして、我々の意志はこうであったけれどそういうふうを受け止めてもらえなかった。そういう意味では大変残念だということはいつも思っております。

次に管理者の話し合いシステムということについてお尋ねがありました。一方で話し合いを拒否してるんじゃないかとおっしゃいましたが、それは違います。本来、反対をなさる方が訴訟を起こしておられるわけだから、行政の場から訴訟の場に自体は移行しているわけですね、本来は。ですがそれはあるけれど、一步譲るべきではないかということで我々は気長に話し合いをしようとしてるわけでございますので、その辺はどうかご理解を賜りたいと。

次に価格について2億を超えてはならんぞという訴訟をおこしておるから、それを超えると原告の立場から言うと違法支出になるから訴訟に負けたらその時には責任をどうとっていくのか。これも仮定の話でありまして、土地というのは先程も申し上げましたけれども、基本的には売ろう買おうという1つの合意でできるものでありますけれども、今回の場合、行政の場合には特に入念、単に感じで、感覚で買うんじゃないんですね。非常に用心深くといいたいでしょうか。合理的な手続を経て行っておるという事でございますから、それが信用ならないということになりますという、それこそ訴訟でもってその正当性というものを主張するというご意見がでるといことは、今回におきましては、手続上は私共の立場からいうと望ましいとは思えませんけれども、しかしながら、我々は相互の立場を考えるということになれば、それもやむを得ることかな、と。理論的にはそう思うわけでございます。決してそういうことが望ましいわけではないから、話し合いをさせて頂きたいと申し上げているわけございまして、ご理解を賜りたいと思います。

また、質問書にこの鑑定書を出せということを書いていたのに、行ってみたらもうすでに鑑定書が全部配られていたということをお初めて聞きまして、ちょっと議会の立場からいくと、少しまずかったと思います。ただそれだからといって、管理者の人間性が腐っているというような話は全然次元が違う話でございますから、そこは勘弁頂きたいと存じます。

次に、ENAが立候補して土地を売ったぐらいであるから、ちょっと違うかもしれませんが、用地価格は安いのは当たり前だと。こんなニュアンスに響きました。違うかもしれませんが、間違っていたら。そんなふうにおっしゃることはそんなものではない。これは土地というのは客観的な存在、そして利用価値や交換価値ではじかれるものだと思っておりますし、それがこのクリーンセンターとして生かされるということになれば、我々も非常にありがたいことだと。もっと早く出来ればもっとありがたい。こういうふうに思っておるわけございまして、それは率直に責任を担っておる首長の立場からいきますと、議会も同じだと思っておりますが、大変な事ございまして、今日まで反対をなさっておる方との話し合いでありますとか、その他議会からのご指摘をかなり忠実に、受け止めておったことが逆にこういうふうになったと言われぬように私はしたいと。その主旨を生かして早く合意、だから早く出来たと。今からいっても遅いんですけど、そういわれるようにしなきゃいかんとつくづく思っております。特に津山におる

者として、本当に申し訳ないという気持ちがありますので、そういうことをご理解頂きまして共にその認識を共有して頂きたいとこのように考えます。以上です。

●議長（西野修平氏）

はい。中山副管理者。

△副管理者（中山満氏）

お答えを致します。申請手続き等について私の方にも質問がありましてですね、これは、管理者が答弁したことと同じでありまして、違法でもなく妥当なものと、そういう事務手続きであると考えております。

それから、裁判の関係で責任をどうするのかということで、先程負けるという仮定での話は控えさせていただきたいという答弁をさせてもらいましたけれども、やはり法治国家の中での公務員でありますので、法に従うというのは当然のことかなと思っております。

それから土地鑑定書ですけれどもこれは従来、意志形成過程にあるものということで公表はしていなかったわけですけれども、今回地権者との合意ができたということで、先程管理者も申しましたように全てを公表したいというふうに思っております。それで、全員協議会の方にお配りしたのはこの評価額を明らかにするために、ごく一部だけをお配りしております。実際の鑑定書も非常に膨大なものがあります。

それからもう1点がE N Aが取得しました4億7,570万これにつきましてはE N Aが取得した金額ですのでE N Aから聞いて、全協にも、お示したような表を出して、ということでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

私に対するご質問が2点あったと思います。昨日、鏡野町内の反対する住民の方々に対する説明会をいたしたわけでありまして。いつも入口で食い違っておる、というのはなぜかというふうなご質問でありましたけれども、公募に応募する各々が申請するときに申請書類のチェック機能というものは我々にする立場ではない、というふうなことであります。そしてまた賠償責任に対するご質問もありました。責任は常に背負って協議、ご決定を賜っているというふうなことでありまして、他の御三方と同じであります。常に背負っておるというふうなことでご理解を賜りたいと思います。

●議長（西野修平氏）

吉田事務局長。

△事務局長（吉田幸信氏）

それでは黒岩池の払い下げの件でお答え申し上げます。(株)E N A、当時は(株)クレインゴルフでございますけれども、平成7年に開発用地と致しまして、国有財産、赤線とか溜池などありますが、この7,967㎡につきまして中国財務局岡山財務事務所長と、先ほど議員がおしゃったとおりでありますけれども、1,712万円の金額で国有財産土地売買契約書を締結し、払い下げを受けたもの、とそういうふうに聞いております。黒岩池につきましてはこの内3,414.83㎡でございます。

その後、株式会社E N Aでは開発計画が中断をしたと、そういったことから、地元からの要望によりまして、平成15年に黒岩池を久米町に寄付をされております。なお、この平成7年当時の払い下げにおきましては、関係者であります久米町、それから久米町農業委員会、領家部落、中北下多田部落、黒岩池水利組合、辰尾池水利組合、新池水利組合、こういったところの連名によりまして、公共財産の払い下げの承諾書の提出を行っておられます。適正な手続きがなされているというふうに理解をしております。以上です。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

●4番（末永弘之氏）

まず黒岩池の件から再質問しますけれども、払い下げをした時には正式な手続きがあったことになりましょうが、手続論を論議しているのではないので、あまり詳しく言いませんが、登壇で言いましたように、組合長は少なくとも平成15年に初めて知ってびっくりした、ということ証言しているということだけ言っておきます。今日は、これが主な論議じゃないんで。いかに平成7年に誰のハンコがあったにしろ、当時も今も同じ管理者の、黒岩池の水利組合の管理者だと聞いております。

さて、これに関係して寄付前後の答弁がありました。答えになってないんです。私が言ったのは黒岩池などを含めた国有地0.7967ヘクタール。わずかな面積です。1,712万円。1,712万円のことは言わずにE N Aは0.79ヘクタール面積が減って、国有地その他合わせて黒岩池だけではありません。約29.9ヘクタールだったのが、29.6すなわち0.3ヘクタール減っておりますがな、と。私の試算では600万~1,000万ぐらいでわずかなもんですいえばそうです。3億とっているんですから。しかし、金額である29.9ヘクタールあった元の4億7,568万7,583円で手に入れた土地ということは、金額は動いておりませんがなと。それが基礎数字になって土地鑑定の数字も、皆さん方が決めて今日4億2,100万を出したのも、それが基礎になったまま動いとらんがなと。たかが600万が、わずかですけど正しいとすれば、5億といわれている金額から最低でも600万を引いた金額にしなければ、少しのことですが。まあ、あなたたちからすると大したことじゃないんでしょう。しかしそれでは細かい数字ですけれども、配慮が足らんし、キメが細くないし、管理者、この人が、うちに来てくださいと言った共同申請者なんですよと。ついでに、土地の売買契約書にある瑕疵担保責任、E N Aがやったときには自然由来とはいえ、ヒ素や鉛が環境基準を超えてあったんです。なんでそのことを共同申請するときには言わなかったと言え、もうE N Aがやった鑑定書は広く住民に知れわたっているから、誰でも知っているだろうと思って言わなかったと言った。立派な答弁をされたんです。誰でも知るとるゆうんだったら黒岩池も、600万ほどでも少なくしなければいけない。そこに共同申請者としての地権者の責任があるがな、と言っている。何も安くしてもらうのが能だとは言っていない。一つ一つきめを細かく話し合いをすべきだと。そういう姿勢が逆に今度は住民の会との話し合いには大雑把で、何も無い、私は一点の曇りもありません、と開き直っている。逆じゃ。政治姿勢が逆。こういう点を指摘している。

さらに細かい問題になりますが、平成4年からE N Aが購入した土地、立木と土地とあわせて5億8万2220円。土地代だけで4億7,568万7,583円。久米町から買い上げた面積が23.25

ヘクタール。お金が3億1,000万強です。1ヘクタール当たりが1,349万円です。他の個人個人から買い上げた農地以外の民有地が、細かい数字を省いて平米単価だけでいうと1,867円。ちょっと高いんです。農地以外の民有地にいくと、驚くべきことに平米単価がなんと4,116円。更に、これ吉田所長も言いましたけれども、私も登壇で言いました。国有地の単価計算、平米単価がなんと2,149円の高値です。領家の元々住民の持っておった久米町から買った土地からみれば4倍近い価格です。この価格を見たから私が、答弁になかったんですが、平成4年から7年にかけて買ったENAとそれぞれの関係者、久米町の書類は出てきとるんです。それ以外の契約書を見ないと、どうも信用できん金額じゃないかと、あまりにも高すぎる。こう思えるんです。しかも、繰り返しますが、平米単価2,149円で買ったその土地の0.3ヘクタールでの面積は少なくなったんだけれども、金額は総なべておいたまま、総論の鍋の中に入れてたまま、減らしたら金額は減らさなければいけませんと、と言っている。分かりませんか？ 私が言うことが。

分かり易く言うと、寄付した土地がある。これが面積が少なくなって、少なくなった方をここで一組が買うわけですから、少なくなった面積の代金を差し引いて計算すべきです。それがなされてないままに、今日契約を同意しようとするのは明らかに間違っておる。そこを修正して、契約書を出し直す必要があるんじゃないんですか。そのことを重ねて、この点ではお尋ねしておきます。

組合全体のあり方論や、住民の会との話合いのことに再質問しますけれども、これは議長にもお願いをしておきたいんです。今日僕は担保をとっておきたい。次の話し合いは、決まっておらんです。私はこの話し合いをセットするときに、管理者までには言わなかったかもしれんけど、何を言ってきたのか。管理者が、登壇でも言いましたように、いろんなところで、言葉だけできれいごとを並べて反対者をくどきます、説得します、理解してもらいますと並びたてるから、並びたてるのなら、それを具体的に話し合いに生かさないといふところから始まったんです。今日の答弁にありましたように、裁判しているからもう話し合いしない、とか、土地を購入したんだからもう話し合いはしないと。それこそ、ひき殺してでも工事をする、という言葉も出ましたけど、そういう言葉を使ってなくても、工事をやるけど話し合いはせんものじゃとあんたが言っていたから、住民との話し合いのテーマが消えているんですよ。ところがあんたは言葉だけきれいごとを並べて登壇でも言いましたように、一回も反対する住民のところへ足を運んだことがないんです。そこがおかしいと言っておるんです。私は、例えば鏡野町、これも答弁がくい違っていた。理解が違ふとるんです。鏡野町のことには触れなかったけれども、あの書類を見る限り鏡野町の同意があると言われてもやむを得ん。鏡野町の住民のところに行って、頭を下げて。忘れていたという言葉を使うかどうかは別として、ぬかっていた、と。なんとか理解をしてくれといふことを言うべきなんです。領家も。これも受け止め方が違っていた。領家の今反対しとる人と大きく意見が食い違ったのが、配置図です。だから配置図については、今のままではなくて、もう少し考えてみたいと。あなたたちどうやったらいいのか、と、こんな話し合いをもっていかなければならないと言っているんです。これ位良いことを言っている男はいないよ、市長。誰が考えてみたって話し合いするイロハのイじゃないですか。それが出来ずに、秋山さんも松本さんも言われた。私は一点の曇りもありません、今日も言っ

ている。僕の質問にも言った。法的には間違っていない。そういう姿勢だから、堂々巡りの話し合い。私が司会をしていても、辛くなって面倒になるんですよ。それでも辛抱して話し合いの席を設けている。議長にお願いしておきますが、少なくとも話し合いの次の場が設定できるまで、契約書を契約する行為を引き延ばすべきなんです。だから、休憩にでもしてね。次の話し合いの日程を決める。それからさっきから指摘している600万か1,000万かしらんけども、価格が違っているやつ、契約書をやり直してくる。こういうふうにするべき。そういうことを議長も含めて考えて。さらに裁判で負けたら、どうも市長はすっきりしない。副管理者の中山さんは法には従わにゃいけんかな、というようなことを言われた。市長からもね、ここが、5人みんな念書を今日書いてもらいたいです。裁判にもし負けたら、私らが2億責任とります。それがあつたらある意味ではその部分だけは切り開いていける。もう質問しなくてもいいということになります。この3つのことを今日やってもらわんと、これ以上質問はできないのです。お願いします。

●議長（西野修平氏）

はい。村上次長。

△事務局次長（村上祐二氏）

それでは、さっきの黒岩池の鑑定のところのお答えを致します。全協で説明致しました3-6の資料がいちばん説明しやすいんですが、実は分かり易い資料をつくりたいと思ひまして、事務局でも何回も議論を致しました。さっき末永議員が言われたようなことも、この中に入れるようなことも考えました。ところが分かり易い説明ということでこういう資料になった経過がございます。

といいますのが、ENAの取得価格のところに参考価格と書いております。それから今回の21年6月にありました鑑定1番の4億6,300万、2番の4億5,800万、この2つは黒岩池は入っておりません。ですからこの3番を導くのに使っているのは、この2番を使って持ってきたということでございまして、ここは本当に悩みました。何百万かだろうなという想定は致しましたが、これもはっきりしないということで、面積のところだけは変えております。299,000から現況地目のところで今回295,000ということで。もう少し詳しくと言われればいくらかでも書きようはありましたが、わかりやすい資料ということでこういう資料にさせていただきました。

それからもう一つ、ずっと以前から言われていたのは、ENAがいくらで買ってしようと、それから経費をいくらかけてしようと、買う価格には関係ない、ということはよくご指摘を頂いておりましたんで、今回ENAから頂いた資料を添付したのも5億、7億というのはあくまでも参考価格だと。こういうものから今回の鑑定結果とか交渉価格を導いたものではないということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

●議長（西野修平氏）

この際、会議をしばらく休憩致します。再開時刻は16:30と致します。

午後4時 8分 休憩

午後4時 33分 再開

会議時間の延長について

●議長（西野修平氏）

御着席をお願い致します。休憩以前に引き続き、会議を再開致します。この際お諮りを致します。会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合によりあらかじめこれを延長することに致したいと思いますが、御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決しました。引き続きまして答弁者の答弁を求めます。

●議長（西野修平氏）

はい、管理者。

△管理者（桑山博之氏）

お尋ねの点を、私から2点について回答を申し上げます。再考を求める会との話し合いについてどうするかということでございました。組合議会とも相談を致しまして、日程調整をさせて頂きまして、その方向で是非話し合いをしたいと、このことを申し上げたいと思います。

次に裁判上の責任問題のところのご指摘がございましたが、これは副管理者がそれぞれご答弁を致しましたとおり、法令に従うということは当然のことだという認識でございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

村上次長。

△事務局次長（村上祐二氏）

それでは契約価格を計算し直すべきではないかということに対して、お答え致します。先程全員協議会でも説明致しましたとおり、3-5、3-6の資料となりますが、不動産鑑定書の鑑定につきましては、議員がおっしゃられるような黒岩池は入っておりません。入っていないことですので、この3-6の資料の①の4億6,300万、②の4億5,800万、これが今回のベースの鑑定金額となりますが、フローであげております4億7,570万というのは、あくまでも参考価格でございますので、計算上はつながっておりません。ということで、最終的に地目の見直しを行いまして、③の4億2,100万ということになったということをご理解を頂きたいと思います。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

●4番（末永弘之氏）

それぞれ宿題をだして休憩にしてまでご答弁を頂いたわけですけど、率直に言えば、住民の会との話し合いについては日時ぐらいは決めて欲しかったなというだけで早期に決めてもらいたい。ただ、いたずらに日にちを決めるのが能じゃないということも事実なんです。繰り返しませんけども、市長の政治姿勢と深く関わっておるんです。一点の曇りもないを繰り返したんでは、また同じことを繰り返す。このことを肝に銘じて日程を作ってくださいということをお願いしておきま

す。今まで言ったことを含めて全部。そうしないと日にちだけ決めても意味がなくなる。しかもゆっくりした時間をとって、例えば休憩をしてでも住民の会の皆さんこういっているがどうか、と言って調整ができるぐらいの余裕をもたないと。1時間や2時間じゃとてもとてもできそうじゃない、ということも言うておきます。

次に金額の決定フローについて答弁がありました。どうも金額はお互い計算がしにくいわけですから、難しいと思いますが、仮に黒岩池が600万と仮定して、その600万については不動産鑑定の際の評価には対象になっていない。それはわかりました。決定フローの控除法それが①4億6,300万、取引事例比較法これが②4億5,800万、この金額が今回の4億2,100万を作り出してきた基礎になる。この時には、事務局のほうでは私が指摘した国有地を主にして、黒岩池だけじゃありません。寄付した金額も考慮してここへもってきたと、こういう答弁ですが、私はどうもそれが納得できないんです。はじめから面積は削ったんだけど金額は削ってないんじゃないかと思えて仕方がないことだけ言うておきます。答弁は答弁として受け賜った、ということにさせてもらいます。

それから最後に、私はやっぱり4億2,100万円は高すぎる。しかも29.9ヘクタールも広すぎる、その為に反対の討論のようなことですが、わざわざ討論に立ってゆうほどじゃありませんから申し上げておきます。この契約書には反対します。特に反対をしておる住民の方々は、建設予定地からほぼ全員が500m以内に居住している人々が中心になっておる人々です。まさに彼らは、その生活が脅かされると一心に訴えているわけです。長年にわたって、みんながその地域に住んで、そこで子供を育てて、農業をやって、安全な暮らしを守るために必死になって先祖代々培われてきた地域なんです。鏡野町を忘れてはいけません。周辺的生活環境の変化や、被害が仮に起きたらどうしていくのかここにも不安があるわけです。ですから、現時点で単純に安全だ安全だ、ヒ素や鉛でも赤ちゃんに飲ましても大丈夫な摂取量があるんだ。こんな無様な説明で住民を納得させようというんじゃなくて、予測できる可能な限りの被害の対策、これを検証して、住民の方々の安全を守っていく対策を、説明を繰り返して行っていく。こういうことが行政のやり方ではないかと思えます。環境アセスの結果が出てこない、答えが難しいなどというような答弁を繰り返したり、何回も言います、手続きには一点の曇りもありませんというような言葉を繰り返していたのでは、前に事がいكانのです。そのことを是非考えてもらいたい。公募のやり方は確かに斬新なやり方であります。だからといって、それを錦の旗のように振りかざして、失礼ですが、桑山さんはちょっとこの言葉に酔いしれとるんじゃないかと思えるんです。そんなものではない。ある意味では公募であろうとなかろうと、本来の行政というのは手続きを省いてしまったやり方は駄目なんです。ましてや公募なんですから、公募してきたんだということだけで、何もかも目をつぶらせようとするのも間違っていると云わなくてははいけません。管理者も副管理者も職員も本来の公共事業を住民の理解の元にどうやって進めていくのか、慎重な対策や、周辺住民に対する配慮、人間に対する配慮がいるんです。失礼ですが桑山さんのやり方をみたら概ね4年間、1番の欠点は心がない。心がないと津山の議会の本会議でも何度か指摘しましたが、あえて圏域の本会議でも管理者に心がないと指摘しておきます。管理者として、市長として、特別の力や権力を使って、錦の旗のように間違いがないという言葉振りまわすのでは駄目だと、私には思えて仕方がない。また裁判とのからみで論議がありました。裁判があるのだから話しはしないと云う

ことを言わずに、話し合いをしているという姿勢には、私はそれなりに評価をしておりますが、これは行政マンとしては当たり前のことだという側面も考えてもらいたいし、要はどういう基本で話し合いをするかということなんです。過去1度でも、人間としての心。真心をもって住民の方々に、特に反対を唱えている人々に接していたら、ここまでのことはなかったんじゃないかという部分も、私にはいくつかみえてきます。特に行政の最高責任者である管理者の桑山管理者、今までやってきたやり方が、将来において禍根を残すんじゃないかというふうに思えて仕方がないわけです。今住民の会の皆さん方が行っている運動は、昨日も鏡野町の話合いの場で、あるご婦人の方が言われました。行政の方々は、それが仕事として裁判が起こっても弁護士の費用も含めて公費で面倒をみて、色んなことが対策が出来る。しかし、住民の会の側は全員が仕事を持って、日常的な生活があって、子育てがあって、おじいちゃんおばあちゃんの介護をして、その余裕で街宣車、街宣車と言ってバカにしたような話が出ますけれども、その合間でいろんな活動をやっておるんですよ、と。その苦しみがわかるか、と言って、涙ぐんで言われましたよ。この人間の尊厳をかけた運動をやっている人々の心を心として受け止めて、これからのごみ処理施設建設、その事業にあたってもらいたいと。あえて最後に、本来は今土地を買うべきではない、このことを重ねて申し上げて、最後質問ではありません。反対討論をわざわざ立つほどではないので、反対討論を含めて意見を申し上げさせていただいて終わります。

●議長（西野修平氏）

以上で通告による質問、質疑は終わりました。これより討論に入ります。なお討論は登壇をお願い致します。それでは発言通告一覧表に従い、順次発言を許可します。3番、北本周作君、登壇。

●3番（北本周作氏） [登壇]

3番、北本でございます。議長より発言のお許しを頂き、本日の臨時議会に上程されました議案第29号「土地の取得について」の賛成の立場から討論をさせていただきます。領家地区の新クリーンセンター建設予定地につきましては、面積29.5ヘクタールを一団の予定地とし、公募にあたり応募申請されたものであります。適地選定委員会においても、36項目の審査基準を総合的・科学的また客観的に評価され、建設予定地と決定されたものであります。また新クリーンセンターにつきましては公募当初より緑に囲まれた環境整備を行い、人と自然との調和、共生を目的とするリサイクル施設、還元施設、また地域の人たちの憩いと潤いの環境学習施設の整備が予定され、環境保全の総合センターとして機能を有する施設との方針であります。この総面積29.5ヘクタールの予定地に焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、還元施設、自然緑地公園等を配置し、新クリーンセンターを核とした緑あふれる環境モデル地区としての周辺整備を推進し、またクリーンセンターの建設される領家地区を里山として位置付け、官民共同で保全と活用に取り組む必要があります。

地元からも、土地を有効利用して、環境学習や街づくりの拠点地域としての事業推進をし、また循環型社会のモデル地区として位置付け、地域振興を望む声が私のところにも届いております。津山ブロック1市4町の長年の懸案であり、喫緊の課題でもあります、このごみ処理広域化の事業推進を当初の計画に基づき実施し、圏域16万人の地域住民のひっ迫したごみ処理行政に関する懸念を早急に解決することが必要不可欠であります。従いまして議案第29号に賛成し、討論と致します。

●議長（西野修平氏）

次の発言を許可します。16番、三船勝之君、登壇。

●16番（三船勝之氏） [登壇]

ただいま議長から、発言の許可を頂きましたので議案第29号の土地取得についての賛成討論を行いたいと思います。

まずその前に先程から、色々ご意見の中で土地代が高い、そして立木補償が高い。また、なぜこの時期に臨時議会を行うのか、こういう意見があったかと思うわけであり。私はなぜこの時期になったかということの一つ振り返ってみたいとこのように思うわけであり。

経過を振り返るときに、この組合議会の第1回の開催ができたのは10月9日であり。これは津山市議会の議員から一部組合での議員の選出が出来なかったこと、そして大幅に遅れた大きな一つの原因ではなかろうかと思うわけであり。そして10月9日組合議会において土地取得については津山市議会のごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の結果がでてから執行をするよ、と条件つきで全議案が可決された経緯がございます。その時、遅くとも、これは市議会議員の皆さん方からの声であり、遅くとも12月初めには特別委員会の結論が出るからという議員からの発言があったことも、今、記憶を新たにいたしているところでございます。

ところが、12月25日調査特別委員会の結果が最終報告に至らず、調査特別委員会は廃止となったところでございます。ということでありますから、臨時議会が12月にでも執行部の管理者の皆さんは行いたいという気持ちがあったのも、確かだと思っておりますがそれが出来なかったのは、そこらにも大きな要因があるのではなかろうかというふうに私は思うわけであり。そして本年になりまして、5日には組合管理者、1市4町の首長さん方でごみ処理建設予定地の再考を求める住民の会の皆様方とお話し合いもあり、私も新聞でみた限りでは、今後も住民の会の皆さん方と話し合いを続けるんだということでございます。今後とも話し合いを続けて頂きまして、今日色々議論がなされておりましたが、本当に住民の皆さん方が真にご理解頂けるような説明も十分執行部には行って頂き、ご理解あるご説明もし、また住民の会の皆さん方もご理解を賜るように私からも切にお願いをするわけであり。

そこで今回議案となっております建設用地の取得であります。これは先程から申されておりますように、ENAの取得価格というものも出されました。そしてまた土地代金、立木補償、その他の費用をもろもろ計上されたものが、7億少々ということの明細を見せて頂いたところでございます。その後不動産鑑定士の評価を参考にしながらENAとの交渉の結果が4億2,100万になったんだというふうにお聞きを致しておるところでございます。そして不動産鑑定評価についてであります。この29町歩の地目別評価と、そしてまた29町歩を一带開発した場合の評価というものがそれぞれ、私は今日資料をもってきておりませんが、4億5,000万、4億6,000万ぐらいの数字出ております。そうしたものを参考にしながら4億2,100万という最終的にENAとの交渉で結果がでたということでございまして、私は妥当な金額ではなかろうかというふうに信ずるものであります。

また、評価額というようなお話も以前からでております。旧久米町が買収されたとき、果たして評価額の購入であったかどうかということであり。すなわち売り手と買い手との価格でありますから、やはり取引事例というものが、やはりその不動産の近隣の用地買収をするときには、取引

事例というものが、大いに参考になると思うわけであります。だからこの2社の不動産鑑定士におかれましても、こうした最近の取引事例が、十分参考にされてなされた結果ではなかろうかというふう思うわけでございますし、また最近の各行政の山の買収等々のお話も聞きますが、特に岡山南道路の国道などの用地買収のお話もききますが、大変評価額とはかけ離れた価格で買収されておると、こういうふうにお聞きを致しておるところでございます、こうした諸々の私の考えを申し上げながら議案第29号の「土地取得について」では賛成し、議長にはすみやかに採決頂きますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

●議長（西野修平氏）

以上で通告による討論は終了しました。これより議案第29号について採決致します。お諮り致します。本案を原案の通り可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

可決（賛成11名、反対4名）

起立多数と認めます。よって議案第29号については原案のとおり可決することに決しました。以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了致しました。この際、管理者よりご挨拶があります。管理者。

△管理者（桑山博之氏）

本日は、ご多忙のところ組合議会臨時会にご出席をいただき、ただ今は議案につきまして適切なご議決を賜り、誠にありがとうございました。今後とも、新クリーンセンターの平成25年度施設完成に向けて、最大限の努力をする所存でございますので、議員皆様方におかれましては、ご指導並びにご支援のほどを心からお願い申し上げます、ご挨拶と致します。本日は、ありがとうございました。ご苦労様でした。

●議長（西野修平氏）

これをもちまして、平成22年1月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を閉会致します。本日は、大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

午後5時 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成22年 1月14日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合議会 議長 西野修平

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 北本周作

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 福田弘

平成 22 年 1 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会発言通告一覧表

平成 22 年 1 月 14 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答 弁 者
議案質疑	1	秋 山 幸 則	議案第 29 号について	管理者・副 管理者
〃	2	松 本 義 隆	議案第 29 号について	管理者・副 管理者・事 務局
〃	3	末 永 弘 之	議案第 29 号について	管理者・副 管理者・事 務局
討 論	1	北 本 周 作	議案第 29 号について（賛成）	
〃	2	三 船 勝 之	議案第 29 号について（賛成）	